

2 設計変更に伴う環境影響評価の見直し

「1.4 事業の進捗状況及び事業計画変更の経緯」に示したとおり、本事業は、評価書提出後に事業計画の見直しを行った。

その変更に伴い再予測・評価が必要となる可能性のある項目について、その必要性の有無を検討したが、必要となる項目はなかった。

(空白ページ)

3 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、環境影響評価項目のうち、最も広い範囲に影響が及ぶと考えられる景観の予測範囲（約1,500m）を参考に、本地区から1,500mと設定した。各選定項目の調査・予測範囲は、表3-1に示すとおりである。

また、関係地域の範囲及び該当する町丁名は、表3-2及び図3-1に示すとおりである。

表3-1 調査・予測範囲等の考え方

項目	調査・予測範囲等の考え方	敷地境界からの距離
大気質	本事業による大気質への影響が想定される地域とし、工事中の重機の稼働及び工事用車両の走行、供用後の関連車両の走行による排出ガスの影響が考えられる範囲とする。	約500m
騒音・振動	本事業による騒音・振動への影響が想定される地域とし、工事中の重機の稼働及び工事用車両の走行、供用後の関連車両の走行による騒音・振動の影響が考えられる範囲とする。	約200m
水質 (水の濁り)	本事業における盛土・掘削等により、対象事業計画地周辺の水路の水質への影響が考えられる範囲とする。	約200m
水象 (河川流)	本事業における改変後の地形及び構造物等の出現により、対象事業計画地周辺の水象への影響が考えられる範囲とする。	約200m
地形・地質 (現況地形)	本事業における盛土等により、地形・地質に影響が考えられる範囲とする。	約200m
植物	本事業による植物の生育環境への影響が考えられる範囲とする。	約200m
動物	本事業による動物の生息環境への影響が考えられる範囲とする。	約200m
生態系	本事業による生態系への影響が考えられる範囲とする。	約200m
景観	本事業による景観への影響が考えられる範囲とする。	約1,500m
廃棄物等	本事業により対象事業計画地からの廃棄物の発生が考えられる地域とする。	対象事業計画地内
温室効果ガス等	本事業により対象事業計画地からの温室効果ガス等の発生が考えられる地域とする。	対象事業計画地内

表3-2 関係地域

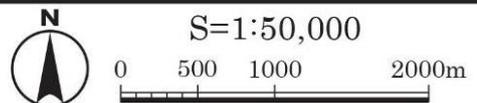
大字（町丁目）	小字	大字（町丁目）	小字
愛子中央1丁目	—	上愛子	北原道上
愛子中央2丁目	—		車
愛子中央3丁目	—		小塩前
愛子中央4丁目	—		塩柄
愛子中央5丁目	—		蛇台原
愛子中央6丁目	—		新宮前
愛子東1丁目	—		神明
愛子東2丁目	—		大五郎
愛子東3丁目	—		舘ノ内
愛子東4丁目	—		月見
愛子東5丁目	—		樋田
愛子東6丁目	—		中斉
芋沢	大勝草		中道
	大勝草上野原		沼田
	大勝草下	橋本	
	大勝草中	麓道上	
	大勝草畑	麓道下	
	大竹新田下	辺田	
	大竹原	二岩	
	滝ノ瀬	前堀	
	花坂	宮入	
	花坂上野原	宮下	
	花坂下	屋敷前	
本郷	雷神		
落合3丁目	—	下愛子	—
落合4丁目	—	栗生6丁目	—
落合5丁目	—	栗生7丁目	—
落合6丁目	—	錦ヶ丘1丁目	—
上愛子	芦見	錦ヶ丘2丁目	—
	芋郷	錦ヶ丘3丁目	—
	岩元前	錦ヶ丘4丁目	—
	榎	錦ヶ丘5丁目	—
	街道	錦ヶ丘6丁目	—
	上町	錦ヶ丘7丁目	—
	北内	錦ヶ丘8丁目	—
	北原	錦ヶ丘9丁目	—



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 関係地域の範囲（対象事業計画地境界から1,500mの範囲）
-  : 大字界
-  : 小字界

図3-1 関係地域の範囲



(空白ページ)

4 環境の保全及び創造のための措置の実施状況

環境の保全及び創造のための措置（以下、「環境保全措置」という）及びその実施状況は表4-1～6に示すとおりである。

表4-1 環境保全措置の実施状況（大気質）

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
資材の運搬	工事用車両の点検・整備を十分に行う。	<p>工事用車両は、法定点検が行われたものを採用し、使用前点検を行い、整備不良による排出ガスの増加が無いように努めている。</p>  <p>写真 4-1 工事車両の整備点検状況</p>
	工事用車両については、低排出ガス認定自動車の採用に努める。	<p>工事用車両の約98%で低排出ガス認定自動車を採用した。</p>  <p>写真 4-2 低排出ガス車の採用</p>
	工事の実施にあたっては、過積載の防止を指導し、影響の低減を図る。	<p>トラックの過積載の確認を行って防止を図っている。</p>  <p>写真 4-3 過積載の確認状況</p>

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
資材の運搬	<p>工事計画の策定にあたっては、工事用車両が一時的に集中しないよう工事を平準化し、計画的かつ効率的な運用を行う等、環境の保全に努める。</p>	<p>工事計画の策定にあたっては、全体工程を踏まえつつ毎日の朝礼、協力会社との作業打合せ、工程会議において工程管理を行い、工事用車両が特定の場所、日、時間帯に集中しないよう平準化に努めている。</p>  <p>写真 4-4 毎日の朝礼の状況</p>
	<p>工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、工事関係者に対し指導・教育する。</p>	<p>新規入場者教育を行っており、その中において工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を行っている。</p>  <p>写真 4-5 新規入場者教育の状況</p>
	<p>工事用車両の走行を円滑にするために交通誘導を実施する。</p>	<p>交通用車両の走行を円滑にするため、交通誘導員を配置している。</p>  <p>写真 4-6 交通誘導員の配置</p>

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
重機 の 稼働	重機等の使用に際しては点検・整備を十分に行う。	重機等は、法定点検が行われたものを採用し、使用前点検を行い、整備不良による排出ガスの増加が無いように努めている。
	排出ガス対策型の建設機械の使用に努める。	ホイールローダー等、排出ガス対策型の建設機械を採用した。  写真 4-7 排出ガス対策型建設機械の採用
	工事を平準化し、計画的かつ効率的な運航を行う等、環境の保全に努める。	工事計画の策定にあたっては、全体工程を踏まえつつ毎日の朝礼、協力会社との作業打合せ、工程会議において工程管理を行い、工事用車両が特定の場所、日、時間帯に集中しないよう平準化に努めている。 (写真 4-4 参照)
重機等のアイドリングや無用な空ぶかし、急加速等の高負荷運転をしないよう、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、工事関係者に対し指導・教育を徹底する。	新規入場者教育を行っており、その中において工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を行っている。 (写真 4-5 参照)	
盛土・掘削等	工事期間中は、本地区内の家屋や事務所あるいは外周部に、必要に応じて防塵ネットを設定する。	盛土搬入期間以降、事業区域境界付近に防塵ネットをに設置した。  写真 4-8 防塵ネットの設置

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
盛土・掘削等	<p>工事期間中には、粉塵の飛散等が発生しないよう本地区や周辺道路への散水・清掃等を十分に行う。</p>	<p>事業区域から出る車両のタイヤ洗浄により、周辺道路への粉じんの飛散を低減させたが、加えて出入口部分の洗浄を行った。</p>  <p>写真 4-9 車両出入口の洗浄</p>
	<p>吹き流し等により、砂ぼこりが立つ条件（風速 5.5 m/s 以上）が予想される場合には、工事区域へ散水する。</p>	<p>砂ぼこりが予想される日には、工事区域に散水を行った。</p>  <p>写真 4-10 散水の状況</p>
	<p>タイヤ洗浄装置を用いて地区内から地区外へ出る車両のタイヤを洗浄する。</p>	<p>泥落とし装置やタイヤ洗浄装置によりタイヤの洗浄を行った。</p>  <p>写真 4-11 タイヤ洗浄の状況</p>

表4-2 環境保全措置の実施状況（騒音）

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
資材の運搬	工事用車両の点検・整備を十分に行う。	工事用車両は、法定点検が行われたものを採用し、使用前点検を行い、整備不良による排出ガスの増加が無いように努めている。
	工事計画の策定にあたっては、工事用車両が一時的に集中しないよう工事を平準化し、計画的かつ効率的な運用を行う等、環境の保全に努める。	工事計画の策定にあたっては、全体工程を踏まえつつ毎日の朝礼、協力会社との作業打合せ、工程会議において工程管理を行い、工事用車両が特定の場所、日、時間帯に集中しないよう平準化に努めている。 (写真 4-4 参照)
	工事の実施にあたっては、過積載の防止を指導し、影響の低減を図る。 工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、工事関係者に対し指導・教育する。 工事用車両の走行を円滑にするために交通誘導を実施する。	トラックの過積載の確認を行って防止を図っている。 (写真 4-3 参照) 新規入場者教育を行っており、その中において工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を行っている。 (写真 4-5 参照)
重機の稼働	重機等の使用に際しては点検・整備を十分に行う。	重機等は、法定点検が行われたものを採用し、使用前点検を行い、整備不良による排出ガスの増加が無いように努めている。
	工事を平準化し、計画的かつ効率的な運航を行う等、環境の保全に努める。	工事計画の策定にあたっては、全体工程を踏まえつつ毎日の朝礼、協力会社との作業打合せ、工程会議において工程管理を行い、工事用車両が特定の場所、日、時間帯に集中しないよう平準化に努めている。 (写真 4-4 参照)
	重機等のアイドリングや無用な空ぶかし、急加速等の高負荷運転をしないよう、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、工事関係者に対し指導・教育を徹底する。	新規入場者教育を行っており、その中において工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を行っている。 (写真 4-5 参照)
	低騒音型の重機等の使用に努める。	低騒音型の重機を採用した。  写真 4-12 低騒音型重機の採用

表4-3 環境保全措置の実施状況（振動）

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
資材の運搬	工事用車両の点検・整備を十分に行う。	工事用車両は、法定点検が行われたものを採用し、使用前点検を行い、整備不良による排出ガスの増加が無いように努めている。
	工事計画の策定にあたっては、工事用車両が一時的に集中しないよう工事を平準化し、計画的かつ効率的な運用を行う等、環境の保全に努める。	工事計画の策定にあたっては、全体工程を踏まえつつ毎日の朝礼、協力会社との作業打合せ、工程会議において工程管理を行い、工事用車両が特定の場所、日、時間帯に集中しないよう平準化に努めている。 (写真 4-4 参照)
	工事の実施にあたっては、過積載の防止を指導し、影響の低減を図る。 工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、工事関係者に対し指導・教育する。	新規入場者教育を行っており、その中において工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を行っている。 (写真 4-5 参照)
	工事用車両の走行を円滑にするために交通誘導を実施する。	交通用車両の走行を円滑にするため、交通誘導員を配置している。 (写真 4-6 参照)
重機の稼働	重機等の使用に際しては点検・整備を十分に行う。	重機等は、法定点検が行われたものを採用し、使用前点検を行い、整備不良による排出ガスの増加が無いように努めている。
	低振動型の建設機械の使用に努める。	周辺への振動の影響を低減させるため、建設機械の配置などに考慮して工事を行っている。
	工事を平準化し、計画的かつ効率的な運航を行う等、環境の保全に努める。	工事計画の策定にあたっては、全体工程を踏まえつつ毎日の朝礼、協力会社との作業打合せ、工程会議において工程管理を行い、工事用車両が特定の場所、日、時間帯に集中しないよう平準化に努めている。 (写真 4-4 参照)
	重機等のアイドリングや無用な空ぶかし、急加速等の高負荷運転をしないよう、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、工事関係者に対し指導・教育を徹底する。	新規入場者教育を行っており、その中において工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を行っている。 (写真 4-5 参照)

表4-4 環境保全措置の実施状況（地盤沈下）

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
盛土・掘削等	工事期間中、本地区内の地盤高を測量し、動態観測を行う等、その変動を把握しながら工事を進める。	計画地盤高を測量して、変動高さを把握する動態観測を行いながら工事を進めた。

表4-5 環境保全措置の実施状況（動物・生態系）

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
資材の運搬、重機の稼働、盛土・掘削等	重機の稼働や工事用車両の走行による騒音の発生や大気汚染物質の発生を抑制するため、アイドリングストップや高負荷運転の防止に努め、本地区周辺も含めた動物の生息環境への影響低減を図る。	新規入場者教育を行っており、その中において工事用車両のアイドリングや無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を行っている。 (写真 4-5 参照)
	事業区域の下流に生息する両生類、魚類、底生動物及びそれらを餌にしている水鳥やコウモリ類等への影響を低減するために、仮設沈砂池を設置することにより、濁水の発生を抑制する。	盛土材搬入工事の初期において仮設沈砂池を設置し、濁水発生の抑制に努めた。  写真 4-13 仮設沈砂池の設置

表4-6 環境保全措置の実施状況（廃棄物等）

	評価書で検討した環境保全措置	実施状況
盛土・掘削等	工事現場で発生した一般廃棄物についても分別収集を行い、リサイクル等再資源化に努める。	一般廃棄物も分別収集し、リサイクル等の再資源に努めた  写真 4-14 一般廃棄物の分別収集

(空白ページ)

5 事後調査計画

5.1 事後調査の内容

(1) 事後調査（工事中その1）

評価書時の工事工程では、1工区の本工事（仮設沈砂池工・盛土造成工等）着手後、断続的に盛土材搬入を行う予定であったが、工事計画の見直しによる工事中断時期に公共工事や近隣の工事現場から残土の提供打診があったため、1工区の盛土材として搬入することとなった。

受け入れる盛土材の土量や時期等を勘案すると、工事車両の走行台数がピークを迎えると想定されたため、工事車両の走行に係る大気質・騒音・振動について事後調査を実施した。

また、事後調査の対象ではないが、近隣住民から重機の稼働に伴う苦情等が寄せられたため、重機稼働に伴う大気質・騒音・振動と、盛土掘削等に伴う水質についても測定した。

(2) 事後調査（工事中その2）

上記（1）で報告した以外の、令和7年度以降に実施する本工事の環境影響について、調査・報告する。ピーク時は、本工事着工後の工事車両の種類や台数の計画（表1-16）に示す工程と建設機械の種類と稼働台数から、令和7年11月に設定した。実際の工事の進捗状況や工事工程の変更等を確実に把握し、適切なピーク時期に調査を実施するよう努めるものとする。

5.2 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書の提出時期は、表5-1に示すとおり、工事中2回、工事完了後1回とする。

第1回（工事中その1）の事後調査報告書は、令和7年1月に報告する。第2回（工事中その2）は令和8年11月頃に、第3回（工事完了後）は令和10年2月頃に報告する予定である。

表5-1 事後調査報告書の提出時期等の変更

回数	時期・項目	評価書	令和6年12月時点
第1回 (工事中その1)	提出時期	令和5年5月頃	令和7年1月
	調査項目	大気質、騒音、振動、水質、地形・地質、廃棄物等、温室効果ガス	注) 大気質、騒音、振動、水質
第2回 (工事中その2)	提出時期	令和6年10月頃	令和8年11月頃
	調査項目	大気質、騒音、振動、水質、動物、生態系、廃棄物等、温室効果ガス	大気質、騒音、振動、水質、地形・地質、動物、生態系、廃棄物等、温室効果ガス
第3回 (工事完了後)	提出時期	令和8年3月頃	令和10年2月頃
	調査項目	大気質、騒音、振動、水象、温室効果ガス、地形・地質、植物、動物、生態系、景観	大気質、騒音、振動、水象、温室効果ガス、地形・地質、植物、動物、生態系、景観

注) 事後調査対象：工事用車両の走行に伴う大気質、騒音、振動

苦情への対応：重機稼働に伴う大気質、騒音、振動、盛土掘削等に伴う水質

(空白ページ)

6 事後調査結果及び予測の検証

ここでは、本工事前の盛土材の搬入に伴う工事車両の走行による大気質・騒音・振動と、近隣住民からの苦情等に基づく重機の稼働に伴う大気質・騒音・振動と盛土掘削等に伴う水質の調査結果について報告する。

6.1 大気質

6.1.1 調査地点

調査地点及び調査項目は表 6-1、調査地点図は図 6-1 に示すとおりである。

二酸化窒素及び降下ばいじんに係る整合を図るべき基準は、表 6-2 に示すとおりである。

調査地点は、資材等の運搬（工事用車両の走行）及び重機の稼働に伴い発生する大気中の二酸化窒素濃度及び降下ばいじん量の影響を確認する地点である。なお、対象事業計画近隣である広瀬測定局について、観測値を整理し調査結果との比較を行った。

表 6-1 調査地点及び調査項目

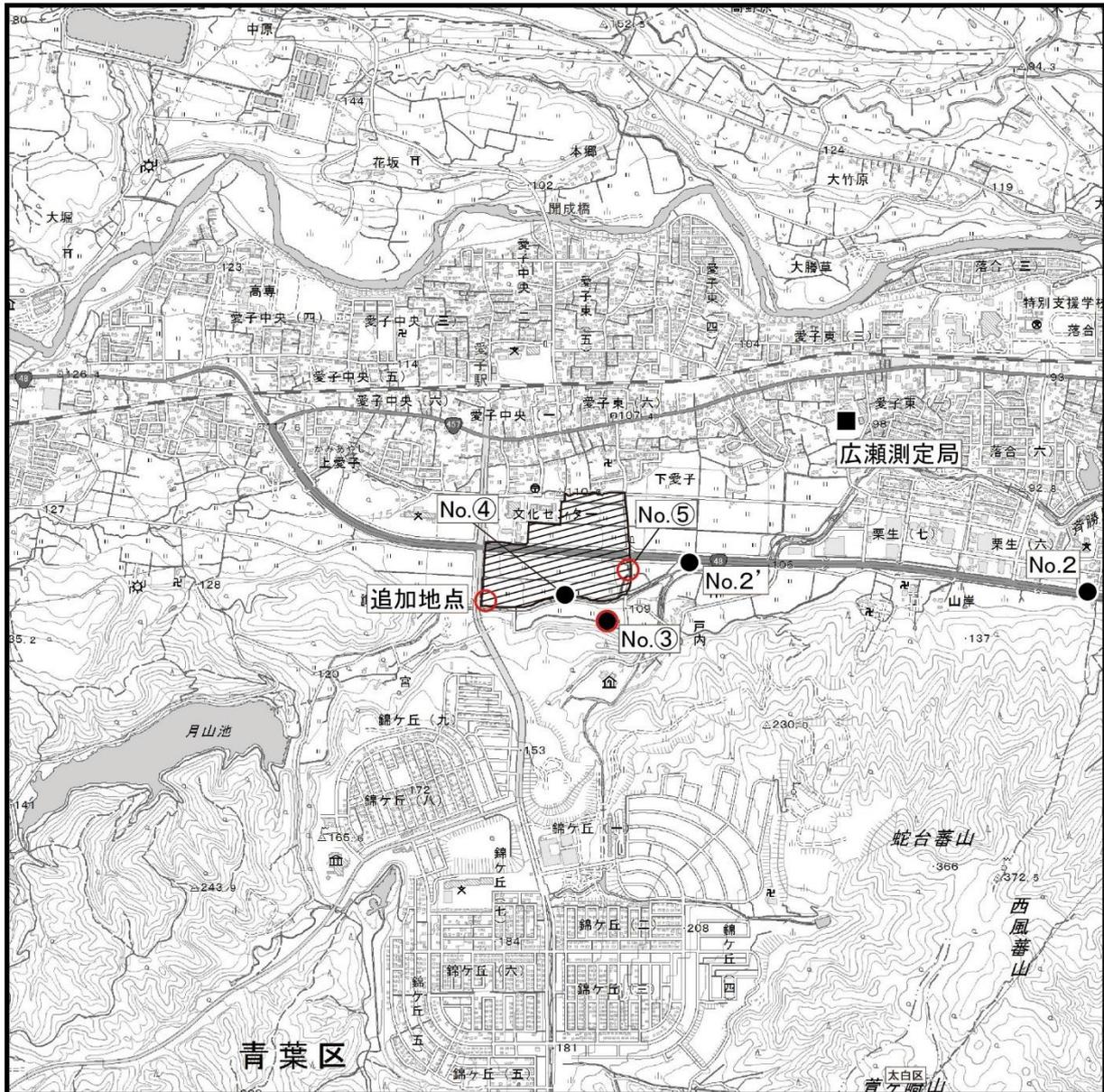
地点名	地点概要	調査項目		備考
		二酸化窒素 (簡易法)	降下ばいじん	
No. 2	国道 4 8 号	●		工事用車両走行ルート
No. 2'		●		
No. ③	近傍民家	●	●	保全対象
No. ④	計画地境界	●		最大着地濃度出現地点
No. ⑤			●	
追加地点 ^{注)}				●

注) 追加地点は、保全対象No.③と同じ場所である。No.③の居住者要望により追加調査した。

表 6-2 二酸化窒素及び降下ばいじんに係る整合を図るべき基準

項目	整合を図るべき基準	基準値
二酸化窒素	【環境基準】 「大気汚染に係る環境基準」(昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 38 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
	【短期暴露指針】 「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」(中央公害対策審議会 昭和 53 年 3 月 22 日答申)	1 時間暴露として 0.1ppm ~ 0.2ppm
降下ばいじん	「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」(平成 19 年 財団法人 道路環境研究所)	10t/km ² /月以下 (10t・km ⁻² ・月 ⁻¹ 以下) ※評価における参考値

※ パッシブサンプラーを用いた簡易法は、環境基準について規定された測定方法と異なることから、環境基準は参考として記載した。



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 広瀬測定局
-  : 大気質調査地点(項目:二酸化窒素(簡易法) No.2、No.2'、No.③、No.④)
-  : 大気質調査地点(項目:粉じん No.③、No.⑤、追加地点)

図 6-1 大気質調査地点図



S=1:25,000

0 250 500 1000m

6.1.2 調査方法

(1) 二酸化窒素（簡易法）

パッシブサンプラーを用いて測定した。ろ紙（捕集エレメント）は24時間（前日12時から当日12時まで捕集）ごとに交換した。サンプリング高度は地上高1.5mとし、ろ紙（捕集エレメント）は室内でフローインジェクション分析法によりNO₂を分析した。

(2) 降下ばいじん

ダストジャー法により8日間連続で捕集し、降下ばいじん量を測定した。サンプリング高度は地上高1.5mとした。

6.1.3 調査日時

項目別の調査日時は表6-3に示すとおりである。

表6-3 調査日時

項目		調査日時
大気質	二酸化窒素 （簡易法）	令和6年2月13日(火)12時～2月21日(水)12時 8日間連続
	降下ばいじん	

6.1.4 使用調査機器

本調査で使用した調査機器は、表6-4に示すとおりである。

表6-4 使用調査機器

調査項目	機器名	メーカー名	型式	測定範囲
大気質 降下ばいじん	ダストジャー	エコナビゲート(株)	DST-J	φ20.2cm

6.1.5 調査結果の整理方法

(1) 二酸化窒素（簡易法）

簡易法（パッシブサンプラー）による二酸化窒素（NO₂）の簡易測定結果は、日平均値（前日12時から当日12時）ごとに値を整理した。

(2) 降下ばいじん

調査結果の整理方法は、表6-5に示すとおりである。

降下ばいじん量の測定結果は、不溶性成分と溶解性成分をそれぞれ求め、その合計を降下ばいじん量の合計値とした。

表6-5 調査結果の整理方法（降下ばいじん）

調査項目	単位	測定値	表示下限	表示方法
降下ばいじん	t・km ⁻² ・30日 ⁻¹	30日間の換算値	-	-

6.1.6 調査結果

(1) 二酸化窒素（簡易法）

簡易法による二酸化窒素の簡易測定結果は、表 6-6 に示すとおりである。なお、詳細な測定結果については資料編の測定結果表に示す。

二酸化窒素濃度の日平均値の最高値は 0.003~0.008ppm であり、すべての地点で環境基準値を下回った。

表 6-6 簡易測定による二酸化窒素濃度測定結果総括表

地点	有効測定 日数	期間平均値	日平均値の 最高値	環境基準			
				日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその 割合	
				日	%	日	%
No. 2	8	0.005	0.008	0	0.0	0	0.0
No. 2'	8	0.004	0.006	0	0.0	0	0.0
No. ③	8	0.002	0.004	0	0.0	0	0.0
No. ④	8	0.002	0.003	0	0.0	0	0.0
広瀬局（参考）	8	0.005	0.007	0	0.0	0	0.0

(2) 降下ばいじん

降下ばいじん量の測定結果は、表 6-7 に示すとおりである。

降下ばいじん量は、2.9~3.6t・km⁻²・30日⁻¹であり、すべての地点で参考値を下回った。

表 6-7 降下ばいじん量測定結果

地点名	降下ばいじん量 (t・km ⁻² ・30日 ⁻¹)			参考値 (10t/km ² / 月) との比較
	不溶解性成分	溶解性成分	全体	
No. ③	0.6	3.0	3.6	参考値未満
No. ⑤	1.6	1.3	2.9	参考値未満
追加地点	1.6	1.8	3.4	参考値未満

《降下ばいじんに係る参考値について》

「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」(平成 19 年 財団法人 道路環境研究所)によると、降下ばいじん量については、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標 20t/km²/月を、環境を保全するうえでの降下ばいじん量の目安と考えるものとする。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は、10t/km²/月（平成 5 年度から平成 9 年度に全国の一般環境大気測定局における降下ばいじん量データの上位 2%除外値）であることから、評価においては、これらの差である 10t/km²/月を降下ばいじん量の参考的な値とする」とされている。

6.1.7 調査結果の検討

(1) 資材等の運搬

① 予測結果との比較

1) 二酸化窒素

資材等の運搬に係る二酸化窒素の予測結果との比較は、表 6-8 に示すとおりである。

事後調査結果の期間平均値は、予測結果の年平均値と比較して-0.004ppm~-0.003ppm であり、いずれの地点も予測結果を下回っていた。また、事後調査結果の日平均値の最高値は、予測結果の日平均値の年間 98%値と比較して-0.013ppm~-0.011ppm であり、いずれの地点も予測結果を下回っていた。

表 6-8 予測結果との比較（大気質：二酸化窒素-資材等の運搬）

調査地点		高さ (m)	予測結果		事後調査結果		評価基準
			年平均値 (ppm)	日平均値 の 98%値 (ppm)	期間 平均値 (ppm)	日平均値の 最高値 (ppm)	
No. 2	国道 48号	1.5	0.00772	0.019	0.005	0.008	【環境基準】 1時間値の1日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又は それ以下であ ること。 【仙台市環境 基本計画】 1時間値の1日 平均値が 0.04ppm 以下
No. 2'		1.5	0.00773	0.019	0.004	0.006	

②検討結果

1) 二酸化窒素

酸化窒素の事後調査結果は、いずれの地点も期間平均値及び日平均値の最高値が予測結果を下回っていた。事後調査結果は、いずれの地点も二酸化窒素に係る環境基準及び仙台市環境基本計画の定量目標を満足しており、基準との整合が図られている。

2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質については、予測時の工事車両台数が350台、事後調査時が128台と減少しており、二酸化窒素の事後調査結果が予測結果を下回っていたことから、浮遊粒子状物質濃度も予測結果を下回り、浮遊粒子状物質に係る環境基準を満足するものと推定される。

なお、本設計変更に伴う工事工程の精査を進め、本工事のピーク時に浮遊粒子状物質を実測することとする。

本事業では、環境保全措置として、工事の平準化、高負荷運転防止のための指導などを実施することにより、大気汚染物質の排出抑制を図っている。

以上のことから、資材等の運搬に係る大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されているものと評価する。

6.2 騒音・振動

6.2.1 調査地点

調査地点及び測定項目は表 6-9、調査地点図は図 6-2 に示すとおりである。

騒音及び振動に係る整合を図るべき基準は表 6-10 及び表 6-11 に示すとおりである。

調査地点は、資材等の運搬(工事用車両の走行)及び重機の稼働に伴い発生する騒音レベル、振動レベルの影響を確認する地点である。

表 6-9 調査地点及び測定項目

地点名	地点概要	測定項目				備考
		騒音	振動	交通量	気象観測	
No. 2	国道 48 号	●	●	●		工事用車両走行ルート
No. ③	近傍民家	●	●		●	保全対象
追加地点 ^{注)}		●				苦情宅

注) 追加地点は、保全対象No.③と同じ場所である。No.③の居住者要望により追加調査した。

表 6-10 騒音に係る整合を図るべき基準

単位：dB(A)

項目	整合を図るべき基準	基準値	地点名	地点概要
等価騒音レベル(L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準」(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号)における「幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準」	70 (昼間)	No. 2	国道 48 号
	「騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号)における「幹線交通を担う道路に近接する区域の特例」	75 (昼間)		
	「騒音に係る環境基準」(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号)における「道路に面する地域を除く地域の騒音に係る基準(類型 A 及び B)」	55 (昼間)	No. ③	保全対象
騒音レベル(L_{A5})	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日、仙台市告示第 186 号)における「1号区域」	85	No. ③	保全対象
			追加地点	苦情宅
	「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)における指定建設作業の規制基準(1号区域)	80	No. ③	保全対象
			追加地点	苦情宅

注) 騒音規制法の特定建設作業騒音及び仙台市公害防止条例指定建設作業騒音に係る基準は工事区域の敷地境界上での基準であるため、No. ③及び追加地点へは適用しないが、参考値として示す。

表 6-11 振動に係る整合を図るべき基準

単位：dB

項目	整合を図るべき基準	基準値	地点名	地点概要
振動レベル (L_{v10})	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号)における「道路交通振動の要請限度(第二種区域)」	夜間：65 昼間：70	No. 2	国道 48 号
	「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日、政令第 280 号)における特定建設作業の規制基準(1号区域) 「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)における指定建設作業の規制基準(1号区域)	75	No. ③	保全対象

備考：夜間は 19 時～8 時、昼間は 8 時～19 時を示す。

【追加地点について】

工事開始にあたり、地元説明を兼ね近隣住民に工事のお知らせを配布した際に、過去の近隣工事で騒音、濁水が発生していたため、本件においても懸念しているとの意見を受けていた。

その後、土砂の搬入工事時に、ブルドーザー転圧時のキャタピラ音が気になるとの指摘があったため、調査地点として追加し調査を実施した。

騒音測定の結果後、最大 79db であることを説明し、特定建設作業での基準値 80db 以下であること、さらに作業にあたり重機移動速度を落とすなどの対応により、了解を得た。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 騒音調査地点 (No.2、No.③、追加地点)
-  : 振動調査地点 (No.2、No.③)

図6-2 騒音・振動調査地点図



S=1:25,000

0 250 500 1000m

6.2.2 調査方法

(1) 騒音

騒音レベルの測定は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づき実施した。測定は、周波数補正がA特性、動特性がFAST、マイクロホン高が地上高1.2mで測定した。

(2) 振動

振動レベルの測定は、JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づき実施した。測定は、測定高さが地盤高、測定方向が鉛直方向、振動感覚補正が鉛直振動特性で行った。

(3) 交通量等

1) 車種別交通量

交通量は、目視またはビデオカメラを用いて、毎正時から1時間ごとに進行方向別に測定した。車種分類は表6-12に示すとおり5車種分類とした。

2) 平均走行速度

平均走行速度は、あらかじめ設定した区間を車両が通過する時間を、目視またはビデオカメラを用いて、毎正時から1時間ごとに進行方向別にストップウォッチで測定した。車種分類は表6-13に示すとおり3車種区分とした。

(4) 気象（簡易観測）

気象観測は4時間ごとにNo.③で実施した。天気については目視で実施した。風向、風速及び気温、湿度については簡易型風向・風速計及び温湿度計を用いて実施した。

表 6-12 車種区分（車種別交通量）

車種分類	細分類	対応するプレート番号
大型車	普通貨物自動車 特殊用途自動車 乗合自動車	【大型番号標(縦220mm×横440mm)】 1, 10～19及び100～199 8, 80～89及び800～899 2, 20～29及び200～299
中型車	普通貨物自動車 特殊用途自動車※ 乗合自動車	【中型番号標(縦165mm×横330mm)】 1, 10～19及び100～199 8, 80～89及び800～899 2, 20～29及び200～299
小型貨物車	軽貨物車 小型貨物車	【中型番号標(縦165mm×横330mm)】 4, 40～49及び400～499(バンを除く)
小型車	軽乗用車 乗用車 貨客車 特殊車※	【中型番号標(縦165mm×横330mm)】 3, 30～39及び300～399 5, 50～59及び500～599 7, 70～79及び700～799 4, 40～49及び400～499(バン) 8, 80～89及び800～899
二輪車	二輪自動車 原動機付自転車	【小型番号標(縦125mm×横230mm)】

※ 特殊自動車の中で、改造前の自動車(乗用車、小型貨物車)と同程度の大きさのものは小型車にカウントするものとする。
例：パトカー、小型キャンピングカー等

表 6-13 車種区分（平均走行速度）

車種分類	細分類	対応するプレート番号
大型車	普通貨物自動車 特殊用途自動車 乗合自動車	【大型番号標（縦220mm×横440mm）】 【中型番号標（縦165mm×横330mm）】 1, 10～19及び100～199 8, 80～89及び800～899 2, 20～29及び200～299
小型車	軽乗用車 乗用車 軽貨物車 小型貨物車 貨客車 特殊車※	【中型番号標（縦165mm×横330mm）】 3, 30～39及び300～399 5, 50～59及び500～599 7, 70～79及び700～799 4, 40～49及び400～499 8, 80～89及び800～899
二輪車	二輪自動車 原動機付自転車	【小型番号標（縦125mm×横230mm）】

※ 特殊自動車の中で、改造前の自動車(乗用車、小型貨物車)と同程度の大きさのものは小型車にカウントするものとする。
例：パトカー、小型キャンピングカー等

6.2.3 調査日時

項目別の調査日時は表 6-14 に示すとおりである。

表 6-14 調査日時

項目		調査日時
騒音・振動	騒音	令和 6 年 2 月 14 日(水)7 時～18 時 11 時間連続
	振動	
	交通量等	令和 6 年 2 月 13 日(火)18 時～2 月 14 日(水)18 時 24 時間連続

6.2.4 使用調査機器

本調査で使用した調査機器は、表 6-15 に示すとおりである。

表 6-15 使用調査機器

調査項目		機器名	メーカー名	型式	測定範囲
騒音	騒音レベル	普通騒音計	リオン(株)	NL-42	A 特性: 25～130dB
振動	振動レベル	振動レベル計		VM-55	鉛直方向: 25～129dB

6.2.5 調査結果の整理方法

本調査は、1 工区への盛土材搬入に伴う工事車両台数が令和6年2月に最大となることから、実施したものである。「重機の稼働」及び「複合影響」に関する予測・結果と比較・評価は、本工事開始後のピーク時に実施する。

(1) 騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} 、騒音レベル L_{A5} ）

等価騒音レベルは10分間ごとに求め、1時間値は10分間値のパワー平均値とし、下限値(30dB(A))未満の1時間値は“30未満”とした。時間区分平均値は1時間値のパワー平均値とした。

騒音レベルは10分間ごとに求め、1時間値は10分間値の算術平均値とし、下限値(30dB(A))未満の1時間値は“30未満”とした。時間区分平均値は1時間値の算術平均値とした。なお、時間区分平均値は、下限値未満の1時間値を“30dB(A)”として計算した。ただし、時間区分内のすべての測定値が下限値未満の場合は、平均値を“30未満”とした。

異常な騒音の除外に関しては、異常値を含む10分間値を除外した。

(2) 振動（振動レベル L_{v10} ）

振動レベルは10分間ごとに求め、1時間値は10分間値の算術平均値とし、下限値(25dB)未満の1時間値は“25未満”とした。

異常な振動の除外に関しては、異常値を含む10分間値を除外した。

(3) 交通量等

車種別交通量は、毎正時から1時間ごとに進行方向別に5車種区分で集計した。

平均走行速度は、毎正時から1時間ごとに進行方向別に3車種区分で集計した。

気象観測は、4時間ごとに整理した。

6.2.6 調査結果

(1) 騒音

騒音調査結果は表6-16、時間別騒音レベル(L_{Aeq} 及び L_{A5})は表6-17に示すとおりである。

測定中における主な騒音源は車両の走行音であった。

No. 2について、調査結果(L_{Aeq})は時間帯平均が67dB(A)であり、環境基準及び要請限度の基準値を下回った。

No. ③及び追加地点について、調査結果(L_{A5})は1時間値の最大が55~56dB(A)であり、特定建設作業及び指定建設作業の基準値を下回った。なお、調査結果(L_{Aeq})は時間帯平均が50~51dB(A)であり、環境基準の基準値を下回った。

異常値として除外処理を行った10分間値は、いたずら声、パトカーのサイレン、機器点検時の作業音及び風切り音などであった。

表 6-16 騒音調査結果総括表

単位：dB(A)

地点名	調査結果 (L_{Aeq})		整合を図るべき基準	
	平均値*	1時間値の最大	環境基準	要請限度
No. 2	67	67	70	75

地点名	調査結果		整合を図るべき基準 (参考値として)	
	1時間値の最大 (L_{A5})	平均値* (L_{Aeq})	特定建設作業 指定建設作業	環境基準
No. ③	56	51	85	55
追加地点	55	50	80	

※ 平均値 L_{Aeq} は「パワー平均」とする。

表 6-17 時間別騒音レベル総括表

単位：dB(A)

	騒音レベル				
	No. 2	No. ③		追加地点	
時間帯	L_{Aeq}	L_{A5}	L_{Aeq}	L_{A5}	L_{Aeq}
7時	61.7	48	45.3	49	46.1
8時	65.9	52	49.3	52	49.4
9時	67.4	55	51.7	54	50.9
10時	67.3	56	52.1	55	51.2
11時	67.2	54	50.8	53	49.6
12時	66.5	52	49.1	53	49.4
13時	66.6	54	50.8	53	50.1
14時	66.5	56	52.5	55	51.7
15時	67.0	56	52.0	54	50.9
16時	67.4	55	51.1	53	50.4
17時	65.9	50	47.6	51	48.6
平均値	67	54	51	53	50
最大	67	56	53	55	52
最小	62	48	45	49	46

備考：平均値 L_{Aeq} は「パワー平均」とする。

(2) 振動

振動調査結果は表 6-18、時間別振動レベル (L_{V10}) は表 6-19 に示すとおりである。

測定中における主な振動発生源は、車両の走行による振動であった。

No. 2 について、調査結果 (L_{V10}) は、1 時間値の最大が昼間で 49dB、夜間で 41dB であり、要請限度の基準値を下回った。

No. ③ について、調査結果 (L_{V10}) は、1 時間値の最大が 25dB 未満であり、特定建設作業及び指定建設作業の基準値を下回った。

異常値として除外処理を行った 10 分間値は、機器点検時の作業による振動であった。

表 6-18 振動調査結果総括表 (振動レベル: L_{V10})

単位: dB

	調査結果 (L_{V10})		整合を図るべき基準	
	1 時間値の最大		要請限度	
地点名	昼間	夜間	昼間	夜間
No. 2	49	41	70	65

	調査結果 (L_{V10})	整合を図るべき基準 (参考値として)	
	1 時間値の最大	特定建設作業	指定建設作業
No. ③	25 未満	75	

備考 昼間 (8 時~19 時)、夜間 (19 時~8 時)

表 6-19 時間別振動レベル総括表 (L_{V10})

単位: dB

時間帯	振動レベル	
	No. 2	No. ③
7 時	41	25 未満
8 時	47	25 未満
9 時	49	25 未満
10 時	49	25 未満
11 時	49	25 未満
12 時	47	25 未満
13 時	47	25 未満
14 時	47	25 未満
15 時	47	25 未満
16 時	46	25 未満
17 時	45	25 未満
平均値	昼間: 47 夜間: 41	25 未満
最大	昼間: 49 夜間: 41	25 未満
最小	昼間: 45 夜間: 41	25 未満

備考 1: 平均値 L_{V10} は「算術平均」とする。

備考 2: 昼間 (8 時~19 時)、夜間 (19 時~8 時)

(3) 気象（簡易観測）

気象観測結果は表 6-20 に示すとおりである。

一時的に風の強い時間帯が現地で確認されたが、騒音及び振動の測定に影響を与えるような気象条件は出現しなかった。

表 6-20 振動調査結果総括表（振動レベル： L_{V10} ）

測定時刻	天気	気温 (°C)	湿度 (%)	風 向 (16方位)	風速 (m/s)
7時	晴	12.3	49	SSE	0.8
11時	晴	16.7	45	ESE	1.3
15時	晴	17.2	43	E	2.0
18時	晴	11.6	51	ENE	0.0

静穏 (Calm) : 風速 0.4m/s 以下

(4) 交通量等

1) 車種別交通量

調査結果は表 6-21 に示すとおりである。

No. 2における測定断面の自動車類合計は 34,070 台であった。また、測定断面の大型車混入率は 8.7%であった。なお、No. 2は計画地を出入りする工事車両の走行ルート上であり、測定断面の工事車両の通過は、延べ 128 台であった。

表 6-21 車種別交通量調査結果総括表（24 時間）

単位：台

地点名	方向	大型車	中型車	小型 貨物車	乗用車	二輪車	自動車類 合計	大型車 混入率
		①	②	③	④		⑤	(%)
No. 2	仙台方向（上り）	579	808	329	14,835	126	16,551	8.4
	山形方向（下り）	749	826	318	15,626	110	17,519	9.0
	測定断面	1,328	1,634	647	30,461	236	34,070	8.7

調査日時：令和 6 年 2 月 13 日(火)18 時～14 日(水)18 時

自動車類合計=①+②+③+④

大型車混入率=(①+②)/⑤×100

2) 平均走行速度

調査結果は表 6-22 に示すとおりである。

No. 2において、測定断面における自動車類の平均走行速度は 52.1km/h であった。

表 6-22 平均走行速度調査結果総括表

単位：km/h

地点名	方向	大型車	小型車	二輪車	自動車類	制限速度
No. 2	仙台方向（上り）	46.3	49.1	50.4	47.7	50
	山形方向（下り）	51.7	61.1	56.0	56.4	
	測定断面	49.1	55.1	53.1	52.1	

調査日時：令和 6 年 2 月 13 日(火)18 時～14 日(水)18 時

備考：平均走行速度は、測定した全車両の平均値を示す。

6.2.7 調査結果の検討

(1) 騒音

①資材等の運搬

1) 予測結果との比較

資材等の運搬に係る騒音レベルの予測結果との比較は、表 6-23 に示すとおりである。事後調査結果は、予測結果と比較して+0.2dB であり、予測結果を上回っていた。

表 6-23 予測結果との比較（騒音：資材等の運搬）

調査地点		高さ (m)	予測結果	事後調査 結果	評価基準
			工事中の 等価騒音 レベル L_{Aeq} (dB)	等価騒音 レベル L_{Aeq} (dB)	
No. 2	国道 4 8 号	1.2	66.3	66.5	【環境基準】 幹線交通を担う道路 に近接する空間：70dB 【要請限度】 幹線交通を担う道路 に近接する区域の特例：75dB

2) 検討結果

事後調査結果は、予測結果をわずかに上回っていた。事後調査結果は、環境基準及び要請限度の規制基準を満足しており、基準との整合が図られている。

調査地点の交通量は、予測時の工事車両台数 350 台、事後調査時 128 台と比較して、約 3 万台（表 6-24 参照）と多く、本事業による影響がほとんど現れていないものと考えられる。

本事業では、環境保全措置として、工事の平準化、高負荷運転防止のための指導などを実施することにより、騒音の抑制を図っている。

以上のことから、資材等の運搬に係る騒音への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されているものと評価する。

表 6-24 予測条件と事後調査時の交通量

調査地点		予測条件（6時～22時）			事後調査（6時～22時）		
		大型車	小型車	二輪車	大型車	小型車	二輪車
No. 2	国道 4 8 号	3,001	30,365	197	2,571	29,507	228

(2) 振動

①資材等の運搬

1) 予測結果との比較

資材等の運搬に係る振動レベルの予測結果との比較は、表 6-25 に示すとおりである。

事後調査結果は、予測結果と比較して、昼間が-0.2dB、夜間（7時）が+2.0dBであり、夜間が予測結果を上回っていた。

表 6-25 予測結果との比較（騒音：資材等の運搬）

調査地点		時間帯	予測結果	事後調査結果	評価基準 【要請限度】：道 路交通振動に係 る要請限度（第 二種区域）
			工事中の振動レ ベル L_{10} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	
No. 2	国道48号	昼間	49.0	48.8（最高値）	70dB
		夜間 (7時)	39.1	41.1	65dB

2) 検討結果

事後調査結果は、夜間（7時）が予測結果を上回っていたものの、事後調査結果は、要請限度の規制基準を満足しており、基準との整合が図られている。

本事業では、環境保全措置として、工事の平準化、高負荷運転防止のための指導などを実施することにより、振動の抑制を図っている。

以上のことから、資材等の運搬に係る騒音への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されているものと評価する。

6.3 水質

6.3.1 調査地点

調査地点及び調査項目は表 6-26、調査地点図は図 6-3 に示すとおりである。

浮遊物質量に係る整合を図るべき基準は、表 6-27 に示すとおりである。

調査地点は、盛土・掘削等に伴う水質への影響を確認する 3 地点である。

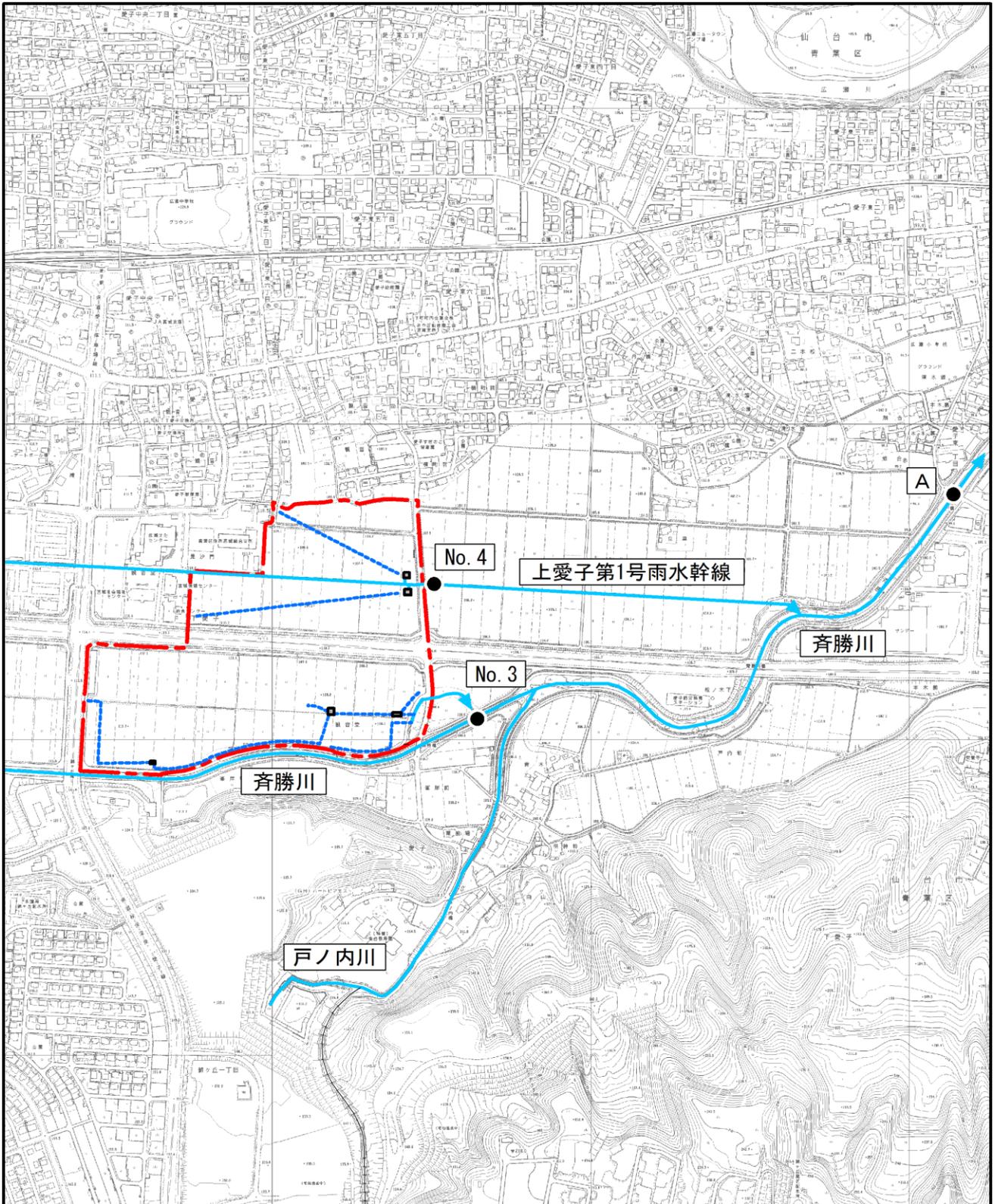
表 6-26 調査地点及び調査項目

地点名	地点概要	調査項目		備考
		浮遊物質量	流量	
No. 3	斉勝川	●	●	南工区排水流出地点下流
No. 4	水路	●	●	北工区排水流出地点下流
A	斉勝川	●	●	No. 3 及び No. 4 の排水流出地点下流

表 6-27 浮遊物質量に係る整合を図るべき基準

整合を図るべき基準	基準値
「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)における「B 類型」	25mg/L 以下

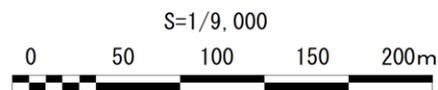
備考：斉勝川に類型の指定はないが、流入先である広瀬川は指定があることから「B 類型」をあてはめた。



凡 例

- - - 対象事業計画地
- 水質調査地点
- ← 河川・水路
- 仮設沈砂池
- - - 排水経路

図6-3 水質調査地点図



6.3.2 調査方法

調査項目及び調査方法もしくは分析方法は、表 6-28 に示すとおりである。

試料採取については、「水質調査方法（昭和 46 年 9 月 30 日 環水管 30 号）」に準拠して実施した。流量の測定は現地で測定した。採取した試料は採取後、冷暗保存したうえで分析室へ速やかに搬入し、浮遊物質量を分析した。分析方法は「水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）」に記載されている測定方法に基づいて実施した。

流量測定については、「国土交通省 河川砂防技術基準 調査編」（令和 5 年 10 月時点、国土交通省 水管理・国土保全局）に準じた。採水地点もしくは近傍において、調査時の兩岸の水際間の横断面において水深を測定し、横断形状を把握した。水深、横断形状を把握した後、流速計を用いて流速を測定した。

表 6-28 調査項目及び調査方法もしくは分析方法

調査項目		調査方法もしくは分析方法
浮遊物質量	室内分析	環境庁告示 59 号（昭和 46 年）付表 9
流量	現地測定	JIS K0094 8.4 「流速計による測定」

6.3.3 調査日時

本調査は仮設沈砂池を設置後に実施した。項目別の調査日時は表 6-29 に示すとおりである。

表 6-29 調査日時

項目		調査日時
水質	浮遊物質量	降雨時：令和 6 年 2 月 16 日（金）
	流量	晴天時：令和 6 年 2 月 19 日（月）

6.3.4 使用調査機器

本調査で使用した調査機器は、表 6-30 に示すとおりである。

表 6-30 使用調査機器

調査項目	機器名	メーカー名	型式	測定範囲	
水質	流量	河川用電磁流速計	JFE アドバンテック（株）	AEM-1DA	0～5m/s

6.3.5 調査結果

(1) 水質（浮遊物質量、流量等）

晴天時及び降雨時における水質調査結果は表 6-31、降雨時調査の前々日、前日及び当日における雨量は表 6-32 に示すとおりである。

浮遊物質量は、晴天時が 1mg/L 未満、降雨時が 1mg/L 未満～1mg/L であり、いずれも基準値を満足した。

流量は、晴天時が 0.004～0.097m³/s、降雨時が 0.008～0.168m³/s であった。

表 6-31 水質調査結果（浮遊物質量・流量）

区分		地点			基準値 (浮遊物質量)
		No. 3	No. 4	A	
浮遊物 質量	晴天時	1mg/L 未満	1mg/L 未満	1mg/L 未満	25mg/L 以下
	降雨時	1mg/L	1mg/L 未満	1mg/L	
流量	晴天時	0.037m ³ /s	0.004m ³ /s	0.097m ³ /s	-
	降雨時	0.058m ³ /s	0.008m ³ /s	0.168m ³ /s	

調査日時 晴天時：令和 6 年 2 月 19 日、降雨時：令和 6 年 2 月 16 日

基準値：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）における「B 類型」

表 6-32 降水量及び降雪量（落合観測所）

時間帯	2 月 14 日（前々日）	2 月 15 日（前日）	2 月 16 日（当日）
	雨量(mm)	雨量(mm)	雨量(mm)
1	0.0	0.0	2.0
2	0.0	0.0	2.0
3	0.0	0.0	0.0
4	0.0	0.0	0.0
5	0.0	0.0	0.0
6	0.0	0.0	0.0
7	0.0	0.0	0.0
8	0.0	0.0	0.0
9	0.0	0.0	0.0
10	0.0	0.0	0.0
11	0.0	0.0	0.0
12	0.0	0.0	0.0
13	0.0	0.0	0.0
14	0.0	0.0	0.0
15	0.0	0.0	0.0
16	0.0	0.0	0.0
17	0.0	0.0	0.0
18	0.0	0.0	0.0
19	0.0	0.0	0.0
20	0.0	0.0	0.0
21	0.0	0.0	0.0
22	0.0	0.0	0.0
23	0.0	2.0	0.0
24	0.0	1.0	0.0
計	0.0	3.0	4.0

調査日時：令和 6 年 2 月 16 日 12 時～14 時

6.3.6 調査結果の検討

(1) 盛土・掘削等

①予測結果との比較

盛土・掘削等による水質（浮遊物質量）の予測結果との比較は、表 6-33 に示すとおりである。事後調査結果は、1mg/L 未満～1mg/L と基準値を満足し、また、予測結果を下回った。

表 6-33 降予測結果との比較（水質：盛土・掘削等） —降雨時—

区分		地点	No. 3	No. 4	A	基準値
		浮遊物 質量	予測結果 降雨量 3mm/h		67mg/L	225mg/L
予測結果 降雨量 10mm/h			96mg/L	223mg/L	162mg/L	
事後調査結果 最大時間降雨量 2mm/h			1mg/L	1mg/L 未満	1mg/L	

基準値：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）における「B 類型」

②検討結果

事後調査結果は、すべての地点で予測結果を下回った。

本事業では、環境保全措置として、仮設沈砂池を整備することにより、濁水の流出の抑制を図っている。

以上のことから、盛土・掘削等に係る水質への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されているものと評価する。

7 環境影響評価の委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

受託者の名称：昭和株式会社 営業事業部 東北支社

代表者の氏名：支社長 岩間 正昭

主たる事務所の所在地：宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目6番1